

高句麗好太王碑文解釈試案

奥 田 尚

A tentative interpretation of the inscription on
the monument of KŌTAIŌ (King of Koguryō)

Hisashi OKUDA

(一)

高句麗好太王碑は、碑文によれば永樂元年辛卯(A.D.391年)から永樂22年壬子(412年)の間、王位にあった「国岡上広開土境平安好太王」の頌徳碑である。¹⁾碑は現在の中華人民共和国吉林省の最南端に所在する。中華人民共和国と朝鮮民主主義人民共和国の国境を流れる鴨緑江の、中流域の西岸にあたる。好太王の時代には、ここに丸都城すなわち国内城が営まれ、²⁾高句麗の首都であった。好太王碑は、王の死の翌々年の甲寅年(414年)に、王の長子でその後継者の長寿王によって建立されたものである。この碑は周知のように、文中に高句麗・新羅・百残(済)・安羅などとともに、「倭」の動向が記されており、古代日朝関係史上第一級の史料とされ、明治以来数多くの研究がなされてきた。

その研究史の詳細については、すでに佐伯有清氏によってまとめられ、³⁾公にされているので、概略をそれにしたがって示すに留めたい。すなわち碑文が日本にはじめてもたらされたのは、1883(明治16)年のことで、その招来者は陸軍大尉酒匂景信であった。碑文の研究は、海軍御用掛の青江秀、陸軍大学校の横井忠直らによって行なわれ、1889(明治22)年ようやく拓本に似せた形で刊行された。⁴⁾1891(明治24)年には菅政友、⁵⁾1893年に那珂通世、1898年に三宅米吉の諸氏の研究が発表された。⁶⁾これらの人々の研究によって、碑文は4世紀末から5世紀初頭の「任那日本府」による朝鮮南部支配、つまり大和朝廷による任那支配を実証するという通説が形成された、という。

この通説に対し、これを批判する説が提起されたのは1963(昭和38)年の金錫亨⁷⁾、1966年の朴時亨⁸⁾の両氏の研究によるもので、約70年間にわたって通説は通用していたのである。金、朴氏の批判説は、1955年の鄭寅普氏の説に類似するが、鄭氏の研究は金・朴氏のものに比すれば、注目をひかなかったのである。また金・朴氏の見解も、衝撃的ではあったが、1971(昭和46)

年中塚明氏の問題提起¹⁰⁾にいたるまで、十分な検討が加えられたとはいえない状況であった。

しかし中塚氏の提起によって、研究は飛躍的に進み、批判説への検討が重ねられ、また碑文そのものの改ざんを追求した李進熙氏の業績¹¹⁾とそれへの批判と反批判など、数多くの研究が相次いだ。ごく感想風に現在の到達点を示せば、碑文の改ざん問題については、碑文そのものの徹底的な調査によらなければ解決できない地点に到達し、碑文の読解については、碑の文章構造の面から読みについては通説を支持、内容については誇張が多く通説のように日本の朝鮮南部支配の証拠とはできないとする見解が一般的であるといえよう。碑文そのものが確定していない現在、これ以上の論及は砂上の楼閣と化す危険はあるが、小稿は現到達段階以外の読解の可能性を追求し、その得られた結果をあくまで仮説として提示してみたい。なおその際に使用する碑文は、李氏の『広開土王陵碑の研究』¹²⁾に別添の12種類の釈文を適宜参照し、できる限り新字体に改めて使用することとし、必要ない限り一々異同を記さないことをはじめに断っておきたい。

(二)

好太王碑の碑石は、高6.2メートルの不正四角形状の角礫凝灰岩で、殆ど人工の認められないもので、その底部で第一面は幅1.55メートル、第二面は1.44メートル、第三面は1.97メートル、第四面は1.39メートルという。天地に界線を設け、縦に行をわかず線があり、その間隔は約13センチで、天地の間は5.4メートルである。文字は一面に11行、二面に10行、三面に14行、四面に9行、毎行41字詰で、1字の大きさは不揃であるが平均12センチである。41字詰、44行のうち、文字を割せぬ部分が2字あるから、もと1802字から成ると推定されている。そのうち文字の全く読めぬものは総計260字、残りの1542字中にも判読推読してようやく読まれたものが多いという。¹³⁾

碑文はその内容からみて3段に分けることができる。第1段は高句麗の始祖伝承に始まり好太王に至る略系譜と建碑の由来(241字)、第2段は好太王の功業(920字)、第3段は守墓人の制について(641字)、となっている。このうちで従来から最も注目され、読解の重点に置かれてきたのが、いうまでもなく第2段である。その第2段中でも、とりわけ「倭」の活動を記したいいわゆる「辛卯年条」が、論争の焦点となっていることも周知のことである。まずこの「辛卯年条」について、諸先学の見解をみておきたい。「辛卯年条」は次のようになっている。

(1)百残新羅旧是属民由來朝貢而倭以辛卯年来渡海破百残□□□羅以為民

李氏はこの文字群のうち「来渡海破」について、改ざんの可能性を指摘し、とくに「海」の字については「酒勾景信がこれをすり替えたことは疑う余地がないのである」¹⁴⁾とされた。また金氏は1963年に碑を調査され、「辛卯」は字の痕跡のみが検出できるにすぎない、とされた。¹⁵⁾このように(1)は問題の多い文字群であるが、(1)のように読みうると仮定して、論を進めたい。

菅氏は(1)の文字群を、次のように区切り、読解された。

(2)百残新羅旧は属民，由来朝貢，而倭以辛卯年来渡海，破百残□□□羅，以為臣民
つまり『百残（＝百濟）・新羅は旧是れ（高句麗の）属民にして，由来朝貢す。而るに倭は辛卯年を以て来り渡海して，百残を破り，以て臣民と為す』と解する。「□□□羅」は「撃新羅」とみて，「百残を破り新羅を撃ち，以て（両国を倭の）属民とした」と考えている。「而倭」以降の動詞の「来渡海」「破」「（撃）」「為」の主語は，すべて「倭」であるとみている。主語を（ ）で補えば，(2)は次のようになる。

(3)百残新羅旧は属民，由来朝貢。而倭以辛卯年来渡海，（倭）破百残，（倭）撃新羅，（倭）以為臣民。

那珂・三宅両氏も同様の読解で，これは碑文の最初の研究者の青江秀の読解と一致する。ただ那珂氏は「□□□羅」を「任那新羅」・「加羅新羅」とみ，三宅氏は「更討新羅」とみる点で菅氏と相違している。この(3)が通説の読解である。

この通説に対する最初の批判者である鄭氏の読解を，（ ）で主語，[] で目的語を補い示すと次のようになる。

(4)百残新羅旧は属民，由来朝貢。而倭以辛卯年来〔高句麗〕。（高句麗）渡海破〔倭〕。百残
聯〔倭〕侵新羅。（好太王）以為臣民。

その解釈は『百残と新羅はもと高句麗の属民にして，由来朝貢す。而るに倭は辛卯年を以て高句麗に来る。高句麗は海を渡りて倭を破る。百残は倭と連じ新羅を侵す。好太王は臣民なのにとおもった』である。「以為」を「おもへらく」と解している。

朴氏の説は途中までは鄭氏と同じで，相違する部分は次のようになっている。

(5)百残招倭侵羅，（百残）以為臣民。

『百残は倭を招き羅＝新羅を侵し，百残は新羅を臣民と為す』という大意となる。

金氏の説も途中まで鄭氏と同じで，

(6)（高句麗）渡海破百残。（高句麗）□□新羅以為臣民。

が相違部分である。『高句麗は海を渡り百残を破り，さらに新羅を味方に引き入れて新羅王を臣民とした』という理解である。

(4)・(5)・(6)に共通する理解は，「而倭」の「倭」が主語であるのは，「来」だけであることと，「渡海破」の主語は，省略されているが「高句麗」または「好太王」とみる点である。(1)の文字群を通説では，「而」の前と後の二部分に大別し，後の部分の主語を「倭」とみているのに対し，批判説は(1)を「而」と「来」で三部分に大別する点が最大の相違点であることになる。

これらの批判説に対する検討は，既述のように中塚氏の提起後，まず前沢和之氏によって行なわれた。前沢氏は『通説』のするよう『倭，辛卯ノ年ヲ以テ来リ』と事柄を述べ，その状

況として『海ヲ渡リテ……』と解することもあながち無理ではないと思う。もし高句麗が『倭』ないしは百済を水軍を使い撃破したのなら『渡海』よりむしろ¹⁶⁾『率水軍』という表現をとるのではないだろうか」と指摘された。また碑文が王の聖徳を誇る目的で書かれたものならば、通説のように『倭』に侵犯された百済を再び我手に回復したとみる方が、より一層覇者としての王の事蹟を誇ることになる点にも論及された。しかし「辛卯年条」は、挿入文であることを考慮する必要がある、「これが過去にあった事実と反映したものか、それとも碑文作製者の意図的発想に基づく 修辞にすぎないのかは 後考をまつとしても、この部分のみによって『倭』の侵攻を『辛卯年』＝391年と断じきるのは、より慎重でなければならないことを指摘し得るであろう」と述べておられる。前沢説をまとめると、読みは通説でよいが、内容の史実性は疑問である、ということになる。

これに対し、批判説に近い見解が佐伯有清氏によって発表された。佐伯氏は次のように返り点を打たれ、

(7) 倭王 辛卯年来 渡海 破百残 新羅 以为 臣民

その読みを「倭，辛卯年来るを以て，渡海して百残を破る。新羅を……以て臣民と為す¹⁸⁾」と示された。こう読めば「渡海」の主語は、高句麗となる。

この佐伯説に対しては、坂元義種氏の論評がある。「碑文を検討すれば明らかな如く、好太王が軍を動かす場合、みずから行く時は『(王) 躬率』，軍を派遣する時は『教遣』と記され、例外はない。従って碑文の記載法による限り¹⁹⁾『渡海破百残』の主語は高句麗(好太王¹⁸⁾)ではありえない」と述べられた。

一方、古田武彦氏は、従来とは異なる視点から、「渡海破」の主語は高句麗であると主張された。古田氏はこの「辛卯年条」を、従来は内容上無関係とされた永樂5年条の一部であるとされた。永樂5年条の首部にある「躬率」を、「渡海破百残□□新羅以為臣民」の「渡」「破」「為」がうけているとされる。さらに「而倭以辛卯年来」については「その永樂元年(好太王18才)以来、永樂5年(好太王22才)までの5年間、倭が『来』ついていた、というのである。そのため『百済・新羅』が高句麗から見て『属民』らしい態度を取らなくなった、²⁰⁾というのである」と述べておられる。

またこの間、浜田耕策氏は碑文の構造の検討から、(1)の文字群を6年丙申の記事の前置き文であるとされた。²¹⁾前置き文というのは、6年丙申の好太王の戦いの理由を示す文という意味である。その後、浜田氏はこの説を補強再論され、(1)の前置き文は、6年丙申にかかるのみならず、8年戊戌・9年己亥・14年甲辰・17年丁未にもかかる「大前置き文」であるとされた。²²⁾戦いの理由を示す文であるから、高句麗に不利な状況が述べられている筈であり、通説の読みでよいとされた。しかし「倭」の活動については、「史官の筆法」であり虚構にすぎないとみておられる。

同様に碑文の構造を追求されたものに、坂元氏の新論文をあげることができる。坂元氏は碑文第2段の「編年戦斗記事は、まず紀年と干支で年時を明らかにし(a)、その戦いが正義の戦いである理由を述べ(b)、ついで戦争の主体一王か派遣軍か(c)、その結果獲得した成果(d)を具体的に記し、また、その戦いが王の親征で、年内に王が帰還した場合は、その点についても明記したのである²³⁾」と述べられた。「辛卯年条」は6年丙申(a)の(b)にあたるわけで、通説の読みを支持しておられる。

また通説・批判説両者について、全面的な検討を加えられた武田幸男氏の業績があるが、「結果的には、通説的な辛卯年条の釈読・解釈を無視してしまうわけにはゆかない²⁴⁾」と述べておられる。

以上屢述してきたように、「辛卯年条」の釈読は、通説に対する批判説の提起とそれへの検討を通じて、再び通説の読みが支持される傾向にあるといえる。しかし(1)の文字群は、通説・批判説以外にも、読みがあるように思えるので、次にそれを提示してみたい。

(三)

「辛卯年条」のうち「倭」に関する部分で、通説・批判説に共通するのは、「而倭以辛卯年来」の「辛卯年」を「倭」の行動を表わしたとみる点である。碑文の他の年次からみると、辛卯年は永樂元年にあたるが、「永樂元年辛卯」と記されていない。このことは坂元氏によって「碑文は『辛卯年』と干支でひっそり記したのである。好太王の功業とかかわりのないものであったからであろう²⁵⁾」とされているが、代表的な見解であろう。

しかし、何故「倭」の行動に干支年号を付さねばならないのかという疑問は、依然として残る。さらにもし「辛卯年」が「倭」に関連する年だとしても、どうして14年甲辰条のように「十四年甲辰而倭不軌侵入帶方界」の例にならい、「辛卯年而倭来渡海破」としなかったのだろうか。また碑文第2段に記された年次はすべて好太王の行動に関連しているのに、「辛卯年」のみを例外としうるのであるか。

以上のような疑問点に答えるためには、(1)の文字群を通説・批判説のようは「而倭」で区切らず、「以辛卯年」で区切る必要がある。そうすると(1)の文字群は

(8)百残新羅旧是属民由来朝貢而倭。

(9)以辛卯年来渡海破百残□□□羅以為臣民に区分される。こうした上で、(8)を一文として読解できないかを考えてみると、「倭」を「朝貢」と同様に動詞とみれば、読みは可能である。『百残新羅は旧は是れ属民にして、由来朝貢して倭^{した}う』と読める。(9)については、「以辛卯年来」を西嶋定生氏の²⁶⁾説に準拠して『辛卯年来を以て』と読み、『辛卯年このかた』とみれば、「渡海破」の主語は省略されていることになる。碑文から同様の例をさがすと、碑文の第1段に

(10)以甲寅九月廿九日乙酉、遷就山陵。於是、立碑銘記勲績、以示伝世焉。

とあるのをあげうる。(10)の直前の文章は「卅有九晏駕棄国」で、好太王の死去を記している。したがって「遷就山陵」の主語は、省略されている。「立碑」「銘記」の主語も同様である。この場合の主語は、いうまでもなく長寿王であろうが、もちろん(9)の主語は長寿王ではありえない。(9)の主語は年次を付した第2段の例がすべてそうであるように、好太王に関する事柄である。前に引用したように、坂元氏は碑文第2段の記述の原則を、王が自から行く場合は「躬率」²⁷⁾、軍を派遣する場合は「教遣」と記す、と指摘されている。しかしこれは単一年の軍事行動の記述原則であって、(9)を『辛卯年来を以て』とみれば、継続年の複数軍事行動を一括記述したとみることができ、原則に従う必要はないといえよう。碑文中には、他にかかる継続年の複数の軍事行動を一括記述した例はないのである。こう考えれば、批判説と同じく、「渡海破」の主語には『高句麗』を補いうる。

次にこう考えて問題となるのは、辛卯年来たびたび渡海し百残を破って、なおかつ永楽6年また百残を破ったことになる点であろう。このことについては、碑文そのものが解答を示してくれる。

(11) 以六年丙申，王躬率水軍，討利残国

好太王が「水軍」を「躬率」して討ったのは、「残国」なのである。「残国」は菅氏以来、「百残国」の省略とみてきた。しかし碑文中には「百残」とはあっても、一度も「百残国」の用例はない。したがって「残国」はまさに「残国」であって、百残の国の残り、つまりまだ辛卯年来の攻撃にも屈しなかった百残の諸城のことを指しているのである。このように好太王が完全に百残の残国までを平定した6年丙申に焦点をあてて記せばこそ、その前哨戦でしかない位置かれることとなった辛卯年には、「永楽元年」の年次が付されなかったといえよう。

(9)をこのようにみるとき、(8)の文字群の位置づけは当然従来とは変わることになる。これは次のように5年乙未条の文の末尾を形成することになる。その末尾の部分を示せば

(12) 遊觀土境，田獵而還百残新羅。旧是属民，由来朝貢而倭。

となり、その読みは『土境を遊觀し、田獵して百残・新羅を^{めぐ}還る。旧是れ属民にして由来朝貢して^{したが}倭う』となる。「還」を『めぐる』とする用例は、碑文の17年丁未条に「還破沙溝城」とあることに求められる。これについては後の(14)でふれるが、沙溝城などを『めぐり破った』と解されるのである。

(8)を(12)のように永楽5年乙未条の末尾とみるとき、最大の問題点は、「倭」を固有名詞としてではなく、動詞とみていることであろう。これについて、碑文中の他の「倭」の用例を次に全て掲げ、検討したい。

(13) 9年己亥条

百残違誓，与倭和通。王巡下平穰。

(14) 同

而新羅遣使，白王云，倭人満其国境，潰破城池。

(15)10年庚子条

教遣歩騎五万，往救新羅，從男居城至新羅城，倭満其中。

(16) 同

官軍方至，倭賊退□……

(17) 同

拔新羅城□城倭満潰城□……

(18)14年甲辰条

而倭不軌侵入帶方界□……

(19) 同

相遇王幢，要截盪刺，倭寇潰敗，斬殺無數。

これら7例のうち、(14)倭人・(16)倭賊・(18)倭不軌・(19)倭寇の4例は、固有名詞用法の「倭」であることは疑えない。(17)の「倭満倭潰城」については、すでに今西竜氏の釈読の時点で疑問が「満倭」と付されている。⁽²⁸⁾金氏の実見によれば、(17)の「拔新羅城」「倭満倭」はかつてそう読めた字となっている。⁽²⁹⁾

(15)の「倭満其中」は、「倭其中に満ち」と通常は読み、「此ハ御軍ノ兩城内ニ満チタルヲイヘルナリ」⁽³⁰⁾と解されている。(14)にすでに「倭人」の例があり、この省略形の「倭」とみれば通説の理解も成立しうるであろう。しかし別に(15)の「倭」を固有名詞とみても、「倭，満にして其に中す」と読み、『倭はおごりたかぶって，官軍にあたった』と解せなくもなからう。さらに(8)の「倭」の動詞用法から，これをその名詞形（一般名詞）とみて「倭，其の中に満つ」と読み、『官軍が男居城より新羅城に至り，官軍に倭⁽³¹⁾う空氣が一面に満ちた』と解することも可能であろう。したし先にも述べたように，(14)に「倭人」の例があるから，(15)・(17)の「倭」はこの省略形とみて，固有名詞の例としておこう。

(14)以前の「倭」の例は，「辛卯年条」と(13)ということになる。(13)は普通は「百残，誓に違ひ，倭と和通す」と読み，「百残違誓とは6年丙申の敗績により百残王自誓して永く奴客と為らんと云ひし誓いに違反して倭と和通せしなり」⁽³¹⁾と解されている。この説明は一見すれば合理的に見えるが，「奴客と為らん」ということが「倭と和通」することを禁止した内容を含むことの証明がなければ，成立しえないものである。6年丙申条で百残が敗北した結果，百残王は「男女生口一千人，細布千匹」を献じ，「從今以後，永為奴客」と「自誓」したのは確かである。

好太王は「残王弟并大臣十人」を「将」いて，「旋師還都」したことも碑文に明記されている。これらのことから，これ以降の百残が内政外交にわたり，高句麗の強い制約を受けたと主張できそうである。しかしもし通説のように百残が「倭」と和通したとすれば，何よりも先に好太王は百残を処分しなければならないであろう。ところが「百残違誓」に対し，好太王のと

った処置は(13)にみるように、「王巡下平穰」のみである。つまり「違誓」の内容は、「王巡下平穰」という処置ですむようなものと考えざるをえない。「倭」と和通したことがこの程度の処置ですむのなら別であるが、後にみるように「倭」と高句麗は10年庚子・14年甲辰の二度（あるいは17年丁未の三度）にわたって戦う相手国である。これと和通した百残は、高句麗にとっては許しがたい存在ではあるまいか。この百残に対し、好太王は「巡下平穰」するのみで、他に処置できなかったのであろうか。こう考えてくれば、「百残違誓」の内容は、「倭と和通す」という重要な外交問題ではなかったといえよう。「与倭和通」は『……に倭^{した}が和通する』という意味で、目的語の「王」が省略されていると解しうる。「百残違誓、与倭和通」は『百残、誓、与倭^{がい}和通^{よわつう}に違ひ』と読み、『百残は王に倭^{した}が和通するという誓いに違ったので』とみるべきではなかろうか。

以上、「倭」を必ずしも固有名詞つまり地名とみななくてもよいのではないかという仮説に立って論を進めたが、(14)・(16)・(18)・(19)の「倭」が地名であることは明らかなので、同一碑文中の同一文字を2種に使用したとすることは、あるいは穏当を欠くかもしれず、この仮説についてはこの項のみに留めておきたい。以下「倭」については、従来どおり地名であるとして論を進めたい。

(四)

「辛卯年条」について次に考察を加えてみたいのは、末尾近くの「□□羅」である。このうちはじめの「□□」については後に考えることにして、まず「□羅以為臣民」について考察してみたい。

「□羅以為臣民」についての諸説は、すでに(二)で触れたが、鄭氏以外は「以て臣民と為^なす」とみる点では一致している。すなわち菅・三宅氏は、倭が百残・新羅を臣民とした、とされた。那珂氏は、倭が百残・任那・新羅を臣民とした、とされた。朴氏は百残が新羅を臣民とした、とみられた。金氏は、高句麗が新羅を臣民とした、とみておられる。つまり鄭氏以外は諸説は、「為」を他動詞とみておられるのである。

ところが碑文中の「為」の用例をみると、6年丙申条に「帰王自誓、從今以後、永為奴客」と明らかに、他動詞と解しえない例がある。この部分は「百残王」が主語であって、「百残王」が好太「王に帰し、自から誓う」部分である。「為」を他動詞とみれば、「今より以後、永く奴客と為^なさん」とせざるをえず、これでは意味が通じにくい。「自誓」の内容であることからみても、「為」を自動詞とみて、「永らく奴客と為^ならん」と読む方が、意味と一致する。この「為」を自動詞とみることについては、管見の限りでは異説はないようである。このように「為」に自動詞の用例があることは広く承認されているのに、「辛卯年条」の「為」を自動詞とみる説がないのは、むしろ不思議でさえある。「為□羅以臣民」と記されているのならとも

かく、「□羅以為臣民」では『□羅，以て臣民と^た為る』と読める筈である。

「辛卯年条」の「為」を自動詞とみななければならない理由としては、「臣民」の文字をあげることができる。これについてはすでに古田氏が注目され、高句麗領国内のしかも首都の地に建てられた碑面の「臣民」は何の注釈もいらず好太王の臣民である、と述べておられる。碑文第2段の「王」が例外なくすべて好太王を指しているのだから、「王」と一對の語「臣」はいうまでもなく、好太王の「臣民」であることは疑えない。高句麗という主語が省略されているとする説に加担しなければ、主語は「□羅」以外にありえないからである。「□羅」を主語とすれば、「為」は自動詞以外には考えられないであろう。

この解釈と通説の解釈をつなぎ合わせると、「辛卯年条」つまり(1)の「而倭」以降は、『而るに倭は、辛卯年を以て来り海を渡りて百残を破り』(通説)『□羅は以て臣民となる』(拙案)となる。(1)の前半の登場国「百残新羅」からみて、「□羅」は「新羅」とみてよかろう。そうすると「新羅」の上の「□□」は、不要であるかあるいは上文と下文をつなぐ語が補いいうることになる。この「□□」が原碑文そのものに欠けていたとする説には、末松保和氏の説がある³³⁾。上文と下文を接続する語とすれば、たとえば碑文中の文字を利用すれば「於是」とか「以後」などを想定しうる。通説ではこの部分に「更討」など動詞を補う(菅・三宅氏)、「任那」など地名を補う(那珂氏)が、従いえない。ただ地名を補いいうる可能性は否定しえないが、その場合でもそれはあくまで「破」の目的語であるといえよう。

「辛卯年条」の後半部を、「而倭以辛卯年来渡海破百残，於是，新羅以為臣民」と復原できたとして仮定すると、これと6年丙申条以下の関係はどうなるのであろうか。これを考えるためには、9年己亥条について考察しておく必要がある。

㉑九年己亥，百残違誓，与倭和通。王巡下平穰。而新羅遣使，白王云，倭人満其国境，潰破城池，以奴客為民，婦王請命。

「与倭和通」は通説に従い、「倭」と和通したとみておこう。問題は「白王云」につづく「倭人満」から「婦王請命」までが、直接話法つまり新羅使の言そのままなのか、間接話法つまり高句麗側で書き直したものなのかという点にある。これについてはすでに「以奴客為民」の解釈に関して、³⁴⁾ 浜田氏や³⁵⁾ 武田氏によって注目されている。

「以奴客為民」について通説は、「奴客を以て民と為し」と読み、「倭」が新羅の王や人民を奴隷としたと解する。これに対する異論には朴氏の説があり、「新羅王である奴客は高句麗王である貴方の百姓になっているから」とされ、これによれば「奴客をもて民と為したるを以て」あるいは「奴客の^た民を以て」と読んでいることとなる。浜田氏はこれを間接話法とみて、「奴客」を高句麗からみた新羅人の別称とされた。武田氏も間接話法とみて、「奴客」を百済とみておられる。両氏の説も通説も「為」を他動詞とみ、主語を「倭人」とすることでは一致している。また両氏ともに、この部分が間接話法であることの証明は、「倭人満其国境」の

「其」の字が高句麗側からみた表現であることに求められた。これについては別案を後に示すが、仮りに「倭人満其国境」が間接話法であったとしても、それが「以奴客為民」にまで及ぶかどうかは疑問である。武田氏自身が「婦王請命」の4字については、直接話法であることを認めておられるからである。間接話法と直接話法にはさまれた「以奴客為民」は、「倭人満其国境」が間接話法だからといって、決して間接話法とはいいい切れないことになる。

「以奴客為民、婦王請命」に似た文章表現は、すでにみた6年丙申条の「婦王自誓、從今以後、永為奴客」にみることができよう。「奴客」についてはすでに注目されているが、高句麗の牟頭婁塚の石室に「奴客牟頭婁」と記した例もあり、単なる卑称に留まらず、一種の身分表示とみられる。したがって「以奴客為民」は『奴客を以て民と為り』とみることができ、『奴客（という身分で）高句麗の支配下に入り』と解することができよう。こう考えるとき、武田氏の提起された、高句麗への服属段階に「婦王」段階があるというのは、「奴客」段階があるというように考えてもよからう。「奴客」段階とは、主体性をもって領域内を支配しつつ、「婦王請命」つまり高句麗王の命令に従うものとすることができる。

「辛卯年条」の前半の「百殘新羅、旧是属民、由来朝貢」と、後半の末尾の「新羅以為臣民」の「臣民」と、6年丙申・9年己亥条の「奴客」をあわせ考えれば、「属民＝朝貢」段階→「臣民」段階→「奴客」段階と高句麗への服属度を高めてゆく諸段階が設定できよう。

もちろんすべての国々がこの段階を踏んでゆくというものではなく、新羅はこの全段階を順に経過したが、百殘は「属民＝朝貢」段階→離反・敗戦→「奴客」段階となっているのである。碑文第2段の他の国についてみると、5年乙未の「碑麗」については、敗戦→不明である。8年戊戌の「息慎土谷」については、敗戦→「朝貢」である。20年庚戌の「東夫余」については、「属民」→離反・敗戦→「慕化隋官来」であるが、「慕化隋官来者」の存在は「奴客」段階を想定させうる。残ったのは「倭」と「安羅人戍兵」であるが、「倭」については項を改めて考えることとし、次に「安羅人戍兵」について考えてみたい。

「安羅人戍兵」は10年庚子条に三度にわたってみえるが、それを次に掲げよう。

㉑) 十年庚子，教遣步騎五万，往救新羅，從男居城至新羅城，倭満其中，官兵方至，倭賊退□□□□□□来背急追，至任那加羅，從拔城，城即帰服，安羅人戍兵，拔新羅城□城，倭満倭潰城□（23字欠）□安羅人戍兵□（54字欠）□潰□□□□羅人戍兵，昔新羅□錦未有身来朝□□□□□□土境好太□（9字欠）□僕勾□□□□朝貢

欠字が多く意味のわかりにくい部分である。「安羅人戍兵」については、「皇国ヨリ任那ノ鎮メトシテ，安羅国ニ置レタル将士ナラン³⁹⁾」とか、「安羅人の我が軍に従ひしものなるべし⁴⁰⁾」と通説では解している。これは㉑)の文を「城即帰服」と「安羅人戍兵」の間で切り、「城即帰服」までの主語を「官兵」，「拔新羅城□城」の主語を「安羅人戍兵」とみたためである。批判説は「安羅人戍兵」を「安羅人衛守兵⁴¹⁾」・「安羅人守備兵⁴²⁾」として「倭」との関係を書き記さないが、文

章の区切り方は通説と同じである。しかし「従拔城，城即帰服」については検討が必要である。菅氏は「御軍ハ任那加羅ニ退キタレハ，城陥チテ城中ニ残レル者共ハ降レリトノ義ニヤ，此城ハ，男居城ナリ⁴³⁾」，那珂氏は「従拔城ハ，何城ナルカ，考ヘ得ズ⁴⁴⁾」，朴氏は「高句麗軍がいそいで追撃し，任那加羅の従拔城に来ると⁴⁵⁾」，金氏は「高句麗軍ははげしく追った。任那，加羅の従拔城も高句麗軍に投降し⁴⁶⁾」と述べておられる。菅氏は「⁴⁵⁾」と返り点を付しておられるので、「⁴⁵⁾」と読むのであろう。那珂・朴・金氏の説であれば、「任那加羅の従拔城に至り，城即ち帰服す」と読むものと思われる。「従拔城」を固有名詞とみる説に明確な反論はできないが，「従」の用例には6年丙申条の「従今以後」があり，「拔」の用例には下文の「拔新羅城」があるから，「⁴⁵⁾」とみることでもできよう。『城を抜きて従り，城即ち帰服す』と読むのである。

この理解が可能なら，「従拔城，城即帰服」の主語を「官兵」つまり「歩騎五万」の高句麗軍とみると，たとえば17年丁未条の「歩騎五万」が「還破」した城名が列挙されている例と不一致である。また「拔新羅城」は「歩騎五万」の「至新羅城」と同一であるから，この主語は「安羅人戍兵」ではありえない。とすれば「安羅人戍兵」は「帰服」の目的語とみる他なからう。「従拔城，城即帰服安羅人戍兵」とれば，「来背急追」・「至」の主語も「安羅人戍兵」とみることができる。碑文では高句麗に敵対する関係にある場合には「賊」「不軌」「寇」などを付しているから，「安羅人戍兵」と三度まで同一用語を使っている以上，「安羅人戍兵」は高句麗と敵対関係にあるものではない。「官兵」の用例からみれば，「安羅人戍兵」は高句麗軍勢力の一端を占めるものといえよう。そうすれば「倭賊退」から「来背急追」の間の欠字部分には，好太王が安羅に命じたという意味の言葉を補いうるであろう。

㉒)の文章の前半はこのように，「歩騎五万」の「官兵」が「倭賊」を新羅から追い出したこと，好太王は安羅に命じ「倭賊」を「任那加羅」に急追させその城を帰服させたことの二つの内容を含むと考えられる。「拔新羅城□城」以下は「官兵」が「倭賊」追放した後の処置を述べていると思われる。「□羅人戍兵，昔新羅」以下「朝貢」までは，通説では「古昔ヨリ新羅王ノ来リテ，朝貢セシコトハアラザリシカドモ，今コノ好太王ノ時ニ当リテ，倭賊ヲ撃チ退ケタル悦ヒニヨリ，ミヅカラ朝貢シタトノ趣ナラン⁴⁷⁾」としている。この説に対し特別に異議はないが，あるいは「安羅人戍兵」は「昔新羅」がまだ朝貢しなかった頃から朝貢し，好太王のときにより一層関係を深めたことを述べているとみることができよう。つまり安羅は，「朝貢」段階→軍事的協力関係と考えられる。しかも軍事的協力関係では，「従拔城，城即帰服」と自己の利益とする主体性は確保されており，これも「奴客」段階と考えられないであろうか。

(五)

残された「倭」の検討に入ろう。「倭」に関する史料は，「辛卯年条」と(13)から(19)である。こ

れ以外に問題となるのは、17年丁未条である。

㉒十七年丁未，教遣歩騎五万□（9字欠）□師□□合戦，斬殺盪尽，所稚鎧鉀一万余領，軍資器械不可称数，還破沙溝城，婁城，□□城，□（8字欠）□城

「歩騎五万」の高句麗軍の「合戦」した相手は、欠字の部分に記されており不明である。従来この相手国については、種々に推測されている。三宅氏は「平穰以南百済領に兵を出しての戦と見るべし⁴⁸⁾」といわれ、朴氏は「ここで撃破された城はすべて百済の城である」⁴⁹⁾金氏は「この敵が百済であることは明らかで、^{○中}倭軍の参戦がなかったといえるのは碑文にそれらしきことすら書かれていない⁵⁰⁾」と述べておられる。浜田氏は「倭軍、あるいは百済とみる前二者の説は互いに相い容れないものではなく、^{○略}この条を高句麗と百済との境界地帯をその主戦場とした征討戦とみる点で、両者は共通しており、ただ、この戦場での敵軍の主力を倭軍とみるか、百済とみるかで相異しているのである⁵¹⁾」と整理された。「沙溝城」「婁城」の位置については、菅氏が魏志の「溝瀟」から説明しようと試みられたのを除けば、那珂氏は「考へ得ず⁵²⁾」、今西竜氏も「未詳なり⁵³⁾」とされている。菅氏の「溝瀟」からの説明は誤りで、同史料からは那珂氏が説明されたように、20年庚戌条の「鴨盧」が「城」を意味するという証明しかできないのである。⁵⁴⁾したがって未詳の城名から、㉒の戦場が「高句麗と百済の境界」とみることはできない。

また㉒の相手国を9年己亥条の「百残遼誓，与倭和通」から、百残・「倭」連合とみることは、「倭」の敗北を記す10年庚子条・14年甲辰条に全く百残の影さえないことからしても、不可能であろう。さらに百残とすることは、百残の記述が9年己亥条が直前のものであり、10年・14年に記述がないという同じ理由で、成立しがたいであろう。残された可能性は「倭」の場合だけであって、14年「不軌」にして「帯方界」に「侵入」した「倭寇」を「潰敗」させ、17年「歩騎五万」を「教遣」してその本居地に攻め込んだと考えられる。そうすれば「倭」はその本拠地に攻められ、「斬殺盪尽」つまり懐滅的打撃をうけたことになる。高句麗軍は「倭」をみな殺しにして、沙溝城・婁城などを「還破」すなわち『めぐり破った』のである。前項にみたように10年には安羅軍により城を抜かれ、14年帯方界に侵入し斬殺無数という被害を受け、17年歩騎5万の高句麗軍に懐滅状況に「倭」は追いこまれている。この「倭」は果してどのような実態をもつものであろうか。⁵⁵⁾

まず第一に「倭」が「城」によって戦っていたことは、確実なことであろう。㉒を「倭」の史料として使えなくとも、前項でみた㉑の「至任那加羅，徙拔城」の「徙拔城」をどのように解しても「倭」の依拠した「城」であることは否定できないからである。もし「倭」が日本列島の勢力であると仮定すれば、朝鮮半島南部の戦場で「城」で戦いながら、防衛すべき列島内に「城」を構築しなかった筈はなかろう。ところで列島内に4世紀末、5世紀初頭の「城」は、存在するのであろうかという疑問が生じる。⁵⁶⁾

次に㉒を「倭」に関するものとみなれば、「倭」は14年に不軌にして帯方界に侵入した部分については潰敗されたものの、その母体について好太王は何らの対処ができなかったことになり、頌徳碑に記すにふさわしい戦果とはいえないことになる。この観点からみれば、どうしても㉒は対「倭」戦争でなければならない。そうすれば㉒に「属民」段階や「奴客」段階を想起させるような文言はないから、碑文に「斬殺盡」とあるように殺し尽されて高句麗と何らかの関係を結ぶような主体さえ残されていなかったと考えられる。好太王当時に、日本列島の全体あるいは一地域が、このような懐滅的打撃を受けたことが証明されるであろうか。

第3の問題は、すでに㉑で少し触れたが、直接話法か間接話法かという問題である。㉑の必要部分を再掲しよう。

㉑而新羅遣使，白王云，倭人滿其国境，潰破城池，以奴客為民，歸王請命
これについて浜田氏は、5年乙未・6年丙申・10年庚子条の「其」の用例から、「いずれも高句麗から指示した中称であって、立碑の時点では史官の判断から記されたものである」と述べ⁵⁷⁾られた。しかし5年乙未条は「至塩水上，破其丘部落六七百」と好太王躬率軍の行動を伝える文、6年丙申条は「其国城残，不服義，敢出」と好太王躬率軍と敵との戦いを伝える文、10年庚子条は「至新羅城，倭滿其中」と教遣軍が至った時の倭の状況を伝える文である。いずれもいわば「地の文」であり、話法を決定する材料とはなりえない。また武田氏は『其の』国境とは、明らかに『新羅』の国境を指すのであって、これがもし直接話法であるならば、新羅使者が自国新羅を『其』などというはずがない⁵⁸⁾と述べられた。「其国境」が「新羅国境」であることが明らかならば、確かに述べられたとおりであろう。しかし問題にしたいのは、「其国境」がどこの国境かということなので、この論は用をなさない。㉑にみたように「以奴客為民，歸王請命」に直接話法がみられるのだから、「倭人滿其国境」も直接話法とみて差支えなからう。『倭人，其の国境に滿ち，城池を潰破す』というのだから、「倭」と新羅国境は接していたと考えざるをえない。「倭」が日本列島からの派遣軍とすると、ことさら「国境」に「滿ち」と表現する必要はないであろう。以上3点についてみてきたように、碑文の「倭」は日本列島内勢力ではありえないといえよう⁵⁹⁾。また前項の高句麗への服属段階からいえば、「倭」の場合は敗戦→懐滅とすることができる。

(六)

最後に好太王当時の対外戦争の実態を追求するなかで、当時の「日本」の対外戦争について考えてみたい。

好太王当時の対外戦争の実態は、5年乙未条に「破其丘部落六七百」して「当牛馬群羊不可称数」であったこと、6年丙申条に百残を攻め「男女生口一千人，細布千匹」をえたこと、17年丁未条に不明の敵を攻め「所獲鎧鉀一万余領，軍資器械不可称数」であったことなどから、

推測することができる。戦いの結果えたものは、「牛」「馬」「羊」「生口」「細布」「鍔鉀」「軍資」「器械」である。つまり動産の獲得が最大成果であって、動産中最高のもは「生口」＝奴隷であるから、奴隷獲得戦争とみてよかろう。もちろん戦争の結果、相手国を②でみたように、「属民＝朝貢」段階→「臣民」段階→「奴客」段階と服属度を高めてゆく方策はとられるが、相手国の領土の割き取りという段階ではなかったことは確かであろう。

碑文以外の史料『三国史記』によって、この問題をみておこう。史料はなるべく好太王代に近いものを使いたい。

②④高句麗本紀・広開土王元年 7 月

南伐百済拔十城

②⑤同・同年10月

攻陷百済城。其城四面峭絶，海水環繞。王分軍七道，攻撃二十日乃拔。

これに対応するのは、次の3項である。

②⑥百済本紀・辰斯王 8 年 7 月

高句麗王談徳師兵四万，来攻北鄙，陷石岨等十余城。王問談徳能用兵，不得出拒。淡水北諸部落多没焉。

②⑦同・同年10月

高句麗攻拔閼弥城。

②⑧同・阿莘王 2 年 8 月

王謂武曰，閼弥城者我北鄙之襟要也。今為高句麗所有。此寡人之所痛惜，而卿之所宜用心而雪耻也。遂謀將兵一万伐高句麗南鄙。武身先士卒以冒矢石，意復石岨等五城。先围閼弥城，麗人嬰城固守。武以糧道不繼，引而歸。

②④と②⑥が対応し、好太王は石岨城など10城を抜き、それに従って淡水の北の部落が多く高句麗に属したことがわかる。百済王は「不得出拒」であったというから、ある継続した時期高句麗に領有されたのであろう。②⑤と対応しているのは②⑦で、②⑧は②⑤・②⑦の翌年の記事である。高句麗は閼弥城を抜き、それを少なくとも1年以上は守り続けている。これらの例をみれば、好太王代の対外戦争は領土獲得戦争の様相を呈しているかにみえる。しかし好太王の次の王の長寿王63年9月条の「高句麗本紀」によると

②⑨王師兵三万侵百済，陷王所都漢城。殺其王扶余慶，虜男女八千而歸。

と、百済の王都を陥落させ、王を殺しながらも、男女8千を捕虜としただけで引き返しているのである。顕著な奴隷獲得戦争の様相がみてとれよう。碑文の6年丙申条をより一層典型化したものといえよう。

②④～②⑦の領土獲得戦争と②⑥の奴隷獲得戦争の様相を、どのように理解すれば、整合的な理解がえられるのであろうか。この問題を解決する鍵は、②④～②⑦が国境地帯の奪い合いであること

に求められよう。好太王代の国境地帯の経営を考えると、「高句麗本紀」広開土王3年8月の記事が史料となる。

㉔築国南七城，以備百済之寇。

これは㉔の翌年にあたり、石峴等5城ならびに閔弥城に來攻した百済の1万の軍勢を撃退した後のことである。㉔にみるように百済軍の攻撃も閔弥城のみでも、十分に防ぐことができたのである。それなのに何故7城を築き百済に備えねばならなかったのだろうか。この事情を説明する史料は、「高句麗本紀」広開土王18年8月条に求められる。

㉕築国東禿山等六城，移平穰民戸。

「築城」するというのは、このように自国民の植民を前提としていると考えられる。㉔の「国南七城」も同様の植民を推進させ、こうすることによってのみ、辺境領域の領有が可能であったことを示している。

これを傍証する史料は、㉕の禿山城との異同は不明であるが、同じ「禿山城」についての「百済本紀」「新羅本紀」の記事である。

㉖百済本紀・近肖古王28年7月

禿山城主，率三百人，奔新羅。

㉗新羅本紀・奈勿王18年

百済禿山城主，率人三百來投。王納之，分居六部。

㉖・㉗は㉕の21年前のことである。「禿山城主」が300人をひきいて、新羅に投降したのだから、新羅はこれを「城」つまり領域ぐるみ支配できた筈である。ところが現実には300人を6地域に分居せしめねばならなかったというのは、領域ぐるみ土地と人間を一括して支配下に組み入れる方策がなかったことを証明している。同様にこの段階ではいくら「城」を破っても、その地を自己の支配領域として継続的に支配する方策はなかったのである。わずかに国境地帯でのみ、「城」を築き植民することによって、小領域の領有が可能であったことを示している。

好太王代の対外戦争の主目的が奴隸獲得にあり、領域の拡大は植民による以外なかったということは、当時の王権の存在形態を反映したものであろう。当時の国家が、「城」を中心とした領域の集合形態を持っていたことは、『三国史記』や好太王碑文に明らかである。㉖・㉗にみるように「城主」がその支配下の「人」をひきいて、敵国に投降していることをみれば、王の臣下の城主ならびにその支配下の人民の独立性が高かったことも明らかである。⁶⁰⁾つまり王権は連合政權的な構造を持っているといえよう。このような構造の上に立つ王は、絶対的な支配権を目指し行動する。そうしない限り、臣下によってとって代わられるであろう。この絶対的支配権の挺子となるものこそ、軍事とその結果としての奴隸の獲得であろう。軍事には指揮—命令系統がつきもので、王は臣下に対して軍事指揮を通して、その優位性を確保するであろう。また獲得された奴隸は王の周辺に居住せしめられ、ある程度の時期を経れば㉕にみた如く

植民せしめられ、王の直轄領拡大に貢献するものと考えられる。好太王碑文がことさらに「躬率」軍と「教遣」軍を描き分けているのは、こうした王権の構造を反映したものであろう。

ひるがえって「日本」の場合について考えてみよう。通常『日本書紀』の干支を何巡かくり下げて考察するのであるが、この方法は厳密に言えば科学性に欠けることはいうまでもない。したがって強いて好太王代の対外戦争の様相が、『日本書紀』にどのような姿で反映しているかをみようとしているにすぎないのである。このようにあえて奴隸獲得戦争の様相を呈している記事を求めれば、神功紀5年3月条の「乃詣新羅，次于蹈鞠津，拔草羅城還之。是時俘人等，今桑原・佐摩・高宮・忍海，凡四邑漢人等之始祖也」や、仁徳紀53年5月条の「田道連精騎擊其左，新羅軍潰之。因從兵乘之，殺數百人，即虜四邑之人民以歸焉」に求められよう。だからといって神功紀49年3月条の「俱集于卓淳，擊新羅而破之。因以，平定比自鉢・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅，七国。仍移兵，西廻至古奚津，屠南蛮忱羅弥多礼，以賜百濟」という領土獲得戦争も同じだけ干支をくり下げればいいのではない。かかる領土獲得戦争はこの段階では不可能であったことは、すでに述べたとおりである。また先の奴隸獲得戦争の様相を反映しているとみた史料も、それが果して現実の「日本」の行為の反映であるとは断定できない。当時朝鮮半島で行なわれていた奴隸獲得戦争に仮託して、「日本」で創作された記事であるといえるからである。むしろ強いて『日本書紀』に当時の「日本」の対朝鮮関係の史料を求めるとすれば、たとえば応神紀14年歲条の「弓月君自百濟來歸。因以奏之曰，臣領己国之人夫百廿梟而歸化。然因新羅人之拒，皆留加羅国，爰遣葛城襲津彦，而召弓月之人夫於加羅。然經三年，而襲津彦不來焉」のようないわゆる「歸化」記事の方が事実に近いのではなかろうか。もちろん「歸化」ではありえず、「移住」と解されることはいうまでもない。注(60)で触れたように、当時の被支配の自立度の高さからみて、このような移住は十分に可能であったと思われる。「日本」の軍事行動の主眼はこれを保護する点にあったのではなかろうか。さらに動産の獲得に及んだとしても、最も維持管理の困難な「人間」の獲得ではなく、物資の強奪にとどまったといえよう。朝鮮では激しい奴隸獲得戦争がくり返えされながら、「日本」を奴隸獲得の場としなかった理由は、主として技術水準の差違に求められる。たとえ「日本」から「人間」をつれ帰ったとしても、低技術水準なので「奴隸」として使用できなかったのであろう。逆に「日本」にとっても高技術水準の者を「奴隸」としては扱えないのだから、この点でも「日本」は奴隸獲得戦争に加担できず、高技術水準保持者の「主体的」な移住による以外なかったといえよう。これらの点からも碑文の「倭」は「日本」ではありえないことを付記して、碑文をめぐる試案の提示のまとめとしたい。

註

- 1) 『三国史記』によれば壬辰(A.D.392年)即位，癸丑(A.D.413年)薨去と1年の差がある。
- 2) 池内宏「丸都城と国内城」(日滿文化協会『通溝(上)』1938年)

高句麗好太王碑文解釈試案

- 3) 佐伯有清『研究史・広開土王碑』（1965年）
- 4) 菅政友「高麗好太王碑銘考」（史学会雑誌22～25）
- 5) 那珂通世「高句麗古碑考」（史学会雑誌四—47～49）のち『外交積史』（1958年）に所収。拙稿は『外交積史』によった。
- 6) 三宅米吉「高麗古碑考」（考古学会雑誌二—1～3）のち『考古学研究』（1929年）に所収。拙稿は『考古学研究』によった。
- 7) 金錫亨『古代朝日関係史—大和政権と任那—』（1969年）
- 8) 朴時亨『広開土王陵碑』（1966年）拙稿では井上秀雄・永島暉臣慎抄訳「広開土王陵碑」（朝鮮研究年報9）によった。
- 9) 鄭寅普「広開土境平安好太王陵碑積略」（井上秀雄・旗田巍編『古代日本と朝鮮の基本問題』1974年所収）
- 10) 中塚明「近代日本史学史における朝鮮問題—とくに『広開土王陵碑』をめぐる—」（思想561）のち李進熙『好太王碑と任那日本府』（1977年）に所収。
- 11) 李進熙『広開土王陵碑の研究』（1972年）・同『好太王碑の謎』（1973年）・同『前掲書』など
- 12) 李進熙『同書』には、横井忠直・三宅米吉・榮禧・羅振玉・楊守敬・今西龍・前間恭作・劉承幹・金毓歆・水谷悌二郎・末松保和・朴時亨の積文を載せる。
- 13) 末松保和「高句麗好太王碑文」（『日本上代史管見』1963年）による。下段の字数も同書による。
- 14) 李進熙『広開土王陵碑の研究』202頁
- 15) 金錫亨（7）367頁
- 16) 前沢和之「広開土王陵碑文をめぐる2・3の問題—辛卯年部分を中心として—」（続日本紀研究159）18頁
- 17) 前沢和之（16）21頁
- 18) 佐伯有清「高句麗広開土王陵碑文の再検討—とくに「辛卯年」の倭関係記事をめぐる—」（坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集（上巻）』1972年）のち『広開土王碑と参謀本部』（1976年）に所収、166頁。
- 19) 坂元義種「書評」（史学雑誌82—6）56頁
- 20) 古田武彦『失われた九州王朝』（1973年）拙稿は角川文庫版（1979年）を使用。254頁
- 21) 浜田耕策「高句麗広開王陵碑文の虚像と実像」（日本歴史304）
- 22) 同「高句麗広開王陵碑文の研究—碑文の構造と史臣の筆法を中心として—」（朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』1974年）
- 23) 坂元義種「文字のある考古学史料の諸問題」（上田正昭等編『ゼミナール・日本古代史（下）』1980年）44頁
- 24) 武田幸男「広開土王碑文辛卯年条の再吟味」（井上光貞博士還暦記念会『古代史論叢（上）』1977年）79頁
- 25) 坂元義種（23）45頁
- 26) 西嶋定生「広開土王辛卯年条の読法について」（『図説・日本の歴史第3巻』1974年・月報）
- 27) 坂元義種（19）
- 28) 今西龍「高麗好太碑」（久米邦武『大日本時代史・古代上』1915年）
- 29) 金錫亨（7）368頁
- 30) 菅政友（4）751頁
- 31) 三宅米吉（6）89頁
- 32) 古田武彦（20）248・249頁
- 33) 末松保和「好太王碑と私」（末松保和博士古稀記念会『古代東アジア史論集（上）』1978年）

- 34) 浜田耕策 (22)
- 35) 武田幸男「高句麗好太同碑文にみえる帰王について」〔同 (33) 論文集〕
- 36) 朴時亨 (8) 38頁
- 37) 武田幸男 (35) 91頁
- 38) 池内宏「牟頭婁塚」〔同 (2) 〕
- 39) 菅政友 (4) 751・752頁
- 40) 三宅米吉 (6) 91頁
- 41) 朴時亨 (8)
- 42) 金錫亨 (7)
- 43) 菅政友 (4) 751頁
- 44) 那珂通世 (5) 493頁
- 45) 朴時亨 (8) 39頁
- 46) 金錫亨 (7) 374頁
- 47) 菅政友 (4) 753頁
- 48) 三宅米吉 (6) 93頁
- 49) 朴時亨 (8) 40頁
- 50) 金錫亨 (7) 377頁
- 51) 浜田耕策 (22) 59頁
- 52) 那珂通世 (5) 496頁
- 53) 今西龍「広開土境好太王陵碑に就て」〔同 (28) 下〕496頁
- 54) 那珂通世 (5) 497頁
- 55) 碑文中の「倭」については碑文再検討の提起者中塚明が (10) において「陵碑碑文中の倭の軍隊がはたして『大和朝廷によって統一された日本の軍隊』であるという確実な証拠はどこにもなく、また日本人の学者の誰によっても、この陵碑の倭は、大和朝廷または統一された日本であるということが明白に確認されていない」と述べているが、現在に至ってもなお同じ状況ではなかろうか。付言すれば金錫亨 (7) ・古田武彦 (20) は北九州の倭とし、朴時亨 (8) は「国内的に常に不安定な状態におかれていた」『日本』とする以外、「倭」の実態を疑う金在鵬「好太王碑文叙法考」(朝鮮学報66)があるが、その実態を追求した論考を知りえていない。
- 56) 北九州をを中心とするいわゆる「神籠石」や「朝鮮式山城」のことが連想される。「城」については、まだ私には述べる準備がないが、四世紀末五世初頭の「城」と確認できるものは、日本列島からは発見されていないように見受けられる。〔上田正昭編『城』(1977年)／森浩一ら「座談会・朝鮮式山城をめぐる」(日本のなかの 朝鮮文化29)／石野 博信「三世紀の高城と 水城」(古代学研究 68)／古代を考える会『朝鮮式山城について』(1978年)など〕
- 57) 浜田耕策 (22) 66頁
- 58) 武田幸男 (35) 92頁
- 59) 「倭」を日本列島以外に求める説としては、加羅に求める井上秀雄『古代朝鮮』(1972年)、安羅に求める上田正昭「倭国のなりたちと朝鮮」〔井上秀雄・上田正昭編『日本と朝鮮の二千年』(1969年)〕の説がある。上田正昭の論証は、碑文の安羅を使用している点で疑義がある。しかし「倭」を日本列島以外のどこに求めるかという点については、力量不足のため現在は、成案を持たない。
- 60) たとえば『三国史記』「高句麗本紀」長寿王66年条に「百濟燕信來投」と (33) に類似する記事があることや、「百濟本紀」阿華王 8 年 8 月条に「王欲侵高句麗，大徵兵馬。民苦於役，多奔新羅。戸口衰減」とあることなど、被支配者の自立性・移動性は高いと思われる。